

ポーランド共和国特許庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 P L. I

委 任 状 附属書 P L. II

略語のリスト

国内官庁： ポーランド共和国特許庁

P P L： 発明活動に関するポーランド法

指定（又は選択）官庁 PL	ポーランド共和国特許庁	概要 PL
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語	ポーランド語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：願書、明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：願書、明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料	通貨：ポーランド・ズローチ（PLN） 特許及び実用新案： －国際予備審査が行われている場合…………… PLN 350 －国際予備審査が行われていない場合…………… PLN 550 －20枚を超える1枚ごとの追加手数料…………… PLN 25 優先権主張手数料・優先権ごとに…………… PLN 100	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ¹	出願人が発明者でない場合には，特許について出願人の権利を証明する説明書² 出願人が同一でない場合には，出願人の優先権を証明する説明書² 出願人がポーランド，又はその他の欧州連合若しくは欧州自由貿易連合協定の加盟国に，居所又は業務上の本拠地のいずれも有していない場合には，代理人の選任 優先権書類が英語・フランス語・ドイツ語又はロシア語でない場合にはポーランド語への翻訳文³ 国際出願の翻訳文3通，ただし願書の翻訳文は1通のみでよい	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知に定めた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。
- 3 関連する発明の特許性を決定することに優先権の有効性が関与している場合。

P L	ポーランド共和国特許庁（続き）	P L
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士 ⁴	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 リストは国内官庁のウェブサイトから入手できる。

<https://grab.uprp.pl/RzecznicyPatentowi/Strony%20witrny/Wyszukiwanie%20rzecznika%20patentowego.aspx>

国内段階の手続

PL. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

PL. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書PL. I に概説されている。

PPL Art. 32

PL. 03 発明者の指定

出願人は、発明者でなければ発明者の氏名を記載し、特許を受ける権利の根拠を説明しなければならない。

PL. 04 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本（正式な様式でない）は附属書PL. II に示されている。

PPL Art. 39

PL. 05 発明の単一性の欠如

発明の単一性が欠如している場合、国内官庁は通知に定めた期間内に、出願人に国際出願の請求の範囲に記載された2つ以上の発明について分割出願を行い、所定の出願手数料を支払うことを求める。この場合、国内官庁の決定に対して審判を請求することができる。

PPL Art. 52

PL. 06 付与手数料

（最初の3年間の）最初の年金は付与手数料として扱われる。その額は附属書PL. I に示されている。付与手数料支払を求める通知を受領した日から3箇月以内に最初の年金を支払わなければならない。

PL. 07 年金

その後の年金は前の保護期間の満了前に前払すべきである。年金は支払期日から6箇月以内であれば、1箇月につき30%の割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書PL. I に示されている。

PPL Art. 54

PL. 08 特許明細書の公開手数料

特許明細書の公開手数料は、公開手数料の支払を求める通知を受領した日から3箇月以内に支払わなければならない。その額は附属書PL. I に示されている。

PCT Art. 28

PL. 09 出願の補正

41

PPL Art. 37

出願人は、特許付与の決定まで、明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。補正された出願の主題が出願当初の出願の範囲を超える場合、その範囲を超えた主題は、その出願に関する手続の対象とならないが、出願人はその主題について新しい出願日の分割出願をすることができる。

PCT Art. 25

PCT Rule 51

PL. 10 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、国内官庁にその決定に対する審判を請求することができる。

PCT Art. 24(2)

48(2)

PL. 11 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。

PL. 12 国内官庁が定めた期間は、その期間の満了前に出願人が請求すれば延長できる。

- PPL Art. 243 **PL. 13** 出願人が国際段階において又は国内官庁に対して期間を遵守できなかった場合には、権利の復活を請求できる。復活の請求は、その手続を妨げていた原因が消滅してから2箇月以内であって、遵守されなかった期間の経過後6箇月以内に行わなければならない。同時に妨げられていた行為を完了しなければならない。出願人は、自己の管理を超える状況によって、期間内に要件を満たすことが遅れた旨をその請求で立証しなければならない。
- PPL Art. 243 **PL. 14 優先権の回復**
出願人が状況において要求される相当の注意をすべて払ったにもかかわらず、優先期間内に国際出願を行うことができなかった場合には、国内官庁に優先権の回復を請求することができる（国内段階6.006から6.011項を参照）。
- PPL Art. 94-100 **PL. 15 実用新案**
出願人がポーランドにおいて国際出願に基づき特許に代えて実用新案の付与を求める場合には、国内段階移行時にその旨を国内官庁に表示しなければならない。
- PL. 16 国内段階における実用新案の要件は基本的には特許の要件と同じである。
- PPL Art. 38 **PL. 17 出願変更**
国内段階における特許出願の係属中又は特許拒絶の決定が効力を生じた日から2箇月以内に、出願人は、（請求により）国際特許出願を国際実用新案出願に変更することができる。この場合、国際実用新案出願は、特許の出願日に行われたものとみなされる。

手数料

(通貨：ポーランド・ズローチ)

特許又は実用新案の国内手数料	
－国際予備審査が行われている場合	350
－国際予備審査が行われていない場合	
(2つを超える発明の場合、手数料は50%増となる)	550
－20枚を超える場合の追加手数料、1枚ごと	25
優先権主張、優先権ごと	100
特許明細書の公開手数料	90
10枚を超える始まりの用紙ごとの追加手数料	10
実用新案明細書の公開手数料	90
年金 ¹	
－特許	
最初の3年間	480
4年目	250
5年目	300
6年目	350
7年目	400
8年目	450
9年目	550
10年目	650
11年目	750
12年目	800
13年目	900
14年目	950
15年目	1,050
16年目	1,150
17年目	1,250
18年目	1,350
19年目	1,450
20年目	1,550
－追加特許	
保護の全期間につき	1,500
－実用新案	
最初の3年間	250
第4年から第5年まで、各年	300
第6年から第8年まで、各年	900
第9年から第10年まで、各年	1,100
優先権回復手数料	80

手数料の支払方法

外国の国民又は外国の法人である出願人は、すべての手数料（年金を含む）をポーランドに居住する弁理士を通じて支払わなければならない。

¹ 年金は出願日から計算される。

PEŁNOMOCNICTWO / POWER OF ATTORNEY / POUVOIR

Ja(My) (imię, nazwisko i adres):

I(We) {fuli name and address}:

Je(nous) (nom et adresse):

niniejszym upoważniam (imię, nazwisko i adres):

Do hereby authorize (fuli name and address):

Donne(donnons) pouvoir a (nom et adresse):

do zastępowania mnie(nas) jako zgłaszającego(ych) w wszelkich czynnościach związanych z postępowaniem dotyczącym
to represent me(us) as applicant(s) in all proceedings relating to the processing
de me(nous) représenter en ma(notre) qualité de déposant(s) pour toutes les procédures concernant

(zakreślić właściwe okienko)/(check the applicable box)/(cocher la case correspondante)

☐

zgłoszenia nr
of application No.
la demande N°

dokonanego w dniu
filed on
deposee le

☐

wszystkich zgłoszeń o patent/wzór użytkowy
of all my(our)patent/utility model applications

toutes mes(nos) demandes de brevet/modele d'utilite

przed Urzędem Patentowym Rzeczypospolitej Polskiej oraz do dokonywania lub przyjmowania opłat w moim/naszym/
imieniu.

before the Patent Office of the Republic of Poland and to make or receive payments on my/our) behalf.

aupres de l'Office polonais des brevets et d'effectuer ou de recevoir des paiements en mon(notre) nom.

Miejscowość:

Place:

Lieu:

Data:

Date:

Date:

Podpis:

Signature:

Signature: